

科学としての法律学

川島武宜著

法学部1年 佐野航介

目次

1. 著者紹介
2. 本書の概要
3. 筆者の動機
4. 理想
5. 理想を阻む原因
6. どうするべきか

1. 著者紹介

川島武宜（かわしまたけよし）

東大名誉教授

民法学者

法社会学の研究で著名

本書の目的

法律学は科学であるべき。
どうすれば、科学的になるのか
について書いた本。

※本書でいう法律とは実用法学のこと

- ▶ 実用法学：立法、裁判など実務のための技術を提供するための学問。



科学とは何か

ある理論が正しいかどうかは、実験や観察など、経験的事実によって決められる。

ある人が、その結果を欲するか、どうかによって影響されない。

例：地動説

協会が欲しなくても、
観測によって、地球は
太陽の周りをまわると
いう事実は変わらない。



3. なぜ、筆者は科学について論じたのか

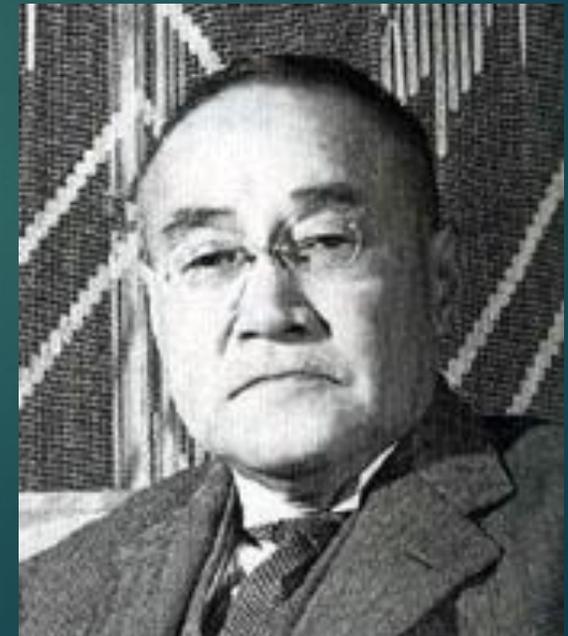
9条の論争や血のメーデー事件を見て、結局、法律学の論理とはある結論を納得させるためのものに過ぎないのではないか、力がある方が勝つのではないかという疑念・不信感を抱いたから。

9条について

憲法制定時は自衛のための軍備も禁止されているといった総理が、再軍備を違憲ではないと主張している。



同じ人が一つの条文を巡って、全く違う主張をしている。



メーデー事件（皇居前広場事件）とは

1952年に起きた騒擾事件。皇居前広場への立ち入りを禁止された労働組合のデモ隊と警察の間で争いが起きた。裁判では立ち入りを禁止した国の処分が合法か違法かについて争われた。



皇居前広場事件の争点

労働組合のデモのため皇居前広場の使用を不許可とした国の処分は、集会結社の自由を保障した憲法21条・労働団結権を保障した28条に反しているかどうか。

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

第二十八条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

原告（労働組合側）の主張

国民に「表現の自由」（憲法第21条）を保障する憲法のもとにおいて国からその表現の場として直接公衆の用に供された公園広場内で他の市民の迷惑にならぬ方法で自由に「集会」し自由に「示威行進」することは国民の奪うべからざる権利である。

被告（国）の主張

皇居外苑は国有財産法第3条第2項第2号にいう公共福祉用財産として、国において直接公共の用に供した公園であって、いわゆる公物中の公共用物（又は、共用公物）に属し、被告はこれが維持管理の権限と職責を有する。

筆者の疑問

正しいのはどちらか？
客観的な基準はあるのか？



結局、力がある方が勝つのではないか？

4. 筆者の理想

法学は科学的（客観的）でなければならない。

法における客観的とは何か

共通の価値観が法における客観

共通の価値観：社会の多くが重要であると考える
行動の基準

Ex.権利の尊重、弱者を助ける、道徳、マナーなど

法的価値

その「共通の価値」のなかで法によって保障されるべきものを

「法的価値」という。

法的価値に基づいて、法が作られる。

共通の価値観

法によって保障されるもの



法的価値

道徳
マナーなど

法的価値の例：強迫による取引

脅されて、土地などを譲った場合、その被害者は保護されるべき・・・法的価値



民法96条：詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。

↑ことば的技術

5. 理想が達成されない原因

法的価値を明らかにするのは難しいから。

ことば的技術が未熟なため、様々な解釈が生まれるから。

価値観を明らかにする

殺人をしてはならないなどの普遍的な価値観を明らかにするのは簡単だが、社会に無数にある価値観全てを明らかにするのは困難

ことば的技術の未熟さ

ことばの定義が曖昧なまま立法し
運用は任せるといふ方針のため弊
害



裁判官や学者によって、認識に差

例

民法90条：公の秩序又は善良の風俗に
反する法律行為は無効



どのような場合に適用するのが曖昧

二つの原因

①無数にある価値観を全て明らかに
にするのは困難

②ことばの定義が曖昧

6. 二つの原因をどうするべきか

① 法的価値判断の分析・体系化

② ことばの表現の明確化

価値判断・分析の方法①

法的感覚を持つ

法的感覚：社会の価値体系を自然に覚え、身に
染み込んだ感覚（常識に近い）



これだけでは、客観的な根拠が無い。

価値判断・分析の方法②

価値を体系化することで、法的価値判断を合理化する。

法によって守るべき価値を場合分けしわかりやすくすることで、あるべき法について合理的に考えることができる。

ことばの表現の明確化

現在はことばが指す範囲が広すぎる。明確にしなければならない。
それによって、法的価値判断の伝達を容易にする。



法律学は単なる暗記や文言の解釈
であるべきではなく、常に価値・
社会について分析をするべき。

科学としての法律学の役割

- ▶ 基礎医学的であるべき
- ▶ 裁判などの実務へ技術・知識を提供すること